

薬事・食品衛生審議会
薬事分科会化学物質安全対策部会
PRTR対象物質調査会
化学物質審議会安全対策部会
化管法物質選定小委員会
中央環境審議会環境保健部会
PRTR対象物質等専門委員会
合同会合（第2回）

令和2年2月19日（水）

○花輪補佐 定刻より少し前ではございますけれども、皆様お揃いのようなようですので、ただいまから薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会P R T R対象物質調査会、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会、中央環境審議会環境保健部会P R T R対象物質等専門委員会合同会合、通称名：化管法対象物質見直し合同会合の第2回を開催させていただきます。

私は経済産業省製造産業局化学物質管理課の花輪と申します。

委員の皆様には、ご多忙の中、また、このような遅い時間からの開始にもかかわらず本日はご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

第1回合同会合でお伝えしましたとおり、議事進行担当の事務局は3つの省庁で持ち回りとしております。今回第2回は私ども経済産業省が務めますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入る前に、前回第1回見直し合同会合にご欠席され、本日の第2回に初めてご出席いただく委員の方を私からまとめてご紹介させていただきます。

薬事・食品衛生審議会の頭金委員です。

化学物質審議会の蒲生委員です。

同じく、化学物質審議会の松江委員です。

本日、ご出席の他の委員の方、またN I T Eからのご出席者、事務局メンバーについては、メインテーブルだけでありますけれども、お手元に座席表がございますので適宜ご確認いただきまして、改めてのご紹介は割愛とさせていただきます。

続きまして、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会P R T R対象物質調査会の開催に当たり、所属委員の薬事分科会規程第11条への適合状況の確認結果について報告いたします。

薬事分科会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には辞任しなければならない」と規定しております。今回、調査会の全ての委員の皆様から、薬事分科会規程第11条に適合している旨をご申告いただいておりますので、ご報告させていただきます。

その関係で調査会委員の皆様には、会議開催の都度、書面をご提出いただく等ご負担をおかけしておりますが、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し

上げます。

続きまして、本日3つの審議会傘下の調査会、専門委員会、小委員会のいずれも定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、今回第2回の議事進行は、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会の東海委員長にお願いしたいと思います。

では東海委員長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○東海委員長 東海でございます。皆様方どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、本日の資料について事務局から確認をお願いします。

○花輪補佐 メインテーブルの皆様方のお手元に iPad があり、その中に資料が格納されております。ファイルエクスプローラーを開いていただきますと、議事次第、資料1から資料7までと参考資料1から参考資料6までご確認頂けると思います。なお、資料2の第1回化管法対象物質見直し合同会合議事録（案）については、ホームページにまだ公開しておりません。委員限りの資料とさせていただきます。また、そのほかにメインテーブルの方には座席表と資料4の訂正資料を配付しております。

資料は以上でございますけれども、資料の過不足等若しくは iPad の作業不具合がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

○東海委員長 それでは議事次第の議題の前に、資料2の前回議事録案の取り扱いについて、事務局からお願いいたします。

○花輪補佐 前回議事録案の資料2につきましては、既に前回第1回にご出席された委員の皆様の確認を終えております。しかしながら未だ「案」の状態でございますので、先ほど申し上げましたとおり3省のホームページにおいて、本会合の資料には掲載しておりません。従いまして、事務局としては本日この場で皆様のご了承を得て議事録案の「案」をとりたいと思っております。また、「案」がとれた暁には、他の資料と同様に公開することと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○東海委員長 委員の皆様から反対がないようでしたら、資料2を前回の議事録として確定したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○東海委員長 ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。本日は大きく2つの議題に分けられます。1つ目は見直し後の化管法対象物質について、2つ目は本見直し合同会合の報告書（案）について、

それぞれ議論いただきたいと思います。

まず、1つ目の議題であります、化管法対象物質の見直しについての第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の選定案、また、第一種指定化学物質のうち、特定第一種指定化学物質に相当する物質の選定につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○花輪補佐　今回、特定第一指定化学物質の選定におきまして、生態毒性の観点からの選定要件を初めてお示ししておりますので、先ずその点、資料3に基づいて環境省よりご説明をお願いしたいと思います。

○笹原補佐　それでは、資料3に基づいてご説明させていただきたいと思います。資料3をiPadの中でごらんいただければと思います。ご準備よろしいでしょうか。

生態毒性の観点からの特定第一種指定化学物質の指定要件でございます。

まず背景でございますが、特定第一種指定化学物質については、法制定当時の附帯決議において、「特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること」とされております。これを受けまして、有害性ランクで発がん性クラス1の物質を、特に重篤な障害をもたらす物質として指定しております。

また、平成19年度から平成20年度に見直し検討を行っておりますが、GHSで発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖毒性等について、混合物の分類における製品中の対象物質の限界濃度を通常1%から0.1%に切り下げることにより、これらの有害性に対応した管理を強化していること等に鑑みまして、それまで特定第一種指定化学物質の有害性要件としていた発がん性に加えまして、生殖細胞変異原性、生殖毒性についても特定第一種指定化学物質の指定要件に追加されたところでございます。

令和元年度に制度の見直しの検討を行いまして、そちらにおいて国内外の状況も鑑みて、一定以上の「生態毒性」を有する化学物質のうち、難分解性、かつ、高蓄積性があるものを特定第一種指定化学物質の指定要件として検討し、追加することが適当と考えられるとされたところでございます。そこで、本資料におきましては、生態毒性の観点からの特定第一種指定化学物質の指定要件について以下にお示しします。

以下の四角囲いのものに関しましては、令和元年6月28日に取りまとめを行いました経済産業省、環境省の合同会合の取りまとめの抜粋でございます。読み上げさせていただきます。

国内外の状況として、欧州のREACH規則のSVHC（高懸念物質）では、CMR物質のほかPBT物質として環境中での残留性や蓄積性を有する場合に、毒性として長期毒

性が考慮されていること、また、GHS分類の進捗、化審法におけるリスク評価の進展等によって、特に生態毒性に関する知見（NOEC（無影響濃度）等）が充実してきていること等を勘案した上で、一定以上の「生態毒性」を有する化学物質のうち、難分解性、かつ、高蓄積性があるものを特定第一種指定化学物質の指定要件として検討し、追加することが適当であると考えられる、とされており。

続きまして、2番として、現行の特定第一種指定化学物質の要件でございます。こちらに関しては表1に示すとおりでございます。発がん性で13物質、生殖発生毒性で2物質が指定されております。変異原性に関しては、要件はございますが、該当するものは現状のところないという状況でございます。

2ページでございます。3の生態毒性の観点の特定第一指定化学物質の指定要件等でございます。まず、(1) 難分解性、高蓄積性、生態毒性に関する規定がある諸制度における基準でございます。国内外において、難分解性、高蓄積性、生態毒性に関する規定がある諸制度について表2に示しております。

3ページにお進みください。まず、国内の制度としては、日本の化審法における第一種指定化学物質の要件がございます。また、諸外国では、欧州REACH規則の認可対象物質（SVHC）の基準、また、米国TRI、これはPRTTR制度のようなものですが、それにおける基準がございます。

4ページにお進みいただきまして、米国TSCAの新規化学物質審査におけるPBT分類基準でございます。

これらに関しまして、主な規制内容と分解性の基準、生物蓄積性、生態毒性等についてまとめをしております。これらを踏まえまして、今般の化管法における生態毒性の観点の特定第一指定化学物質の指定要件をお示しさせていただきます。

諸外国の制度と比較した表2により、米国のPRTTR制度であるTRIにおいて報告閾値を引き下げる基準は、化管法の特定第一種指定化学物質の趣旨ともなじむものと考えられます。そのため、分解性及び生物蓄積性については、TRIの設定を参照することといたしました。

一方、TRIの報告閾値（取扱量要件）を引き下げる基準における生態毒性等の基準はリスクレベルによる毒性データとされており、一意に決まらないということがございます。生態毒性が非常に懸念されるものとして、欧州REACH規則におけるSVHCの基準として、無影響濃度（NOEC）0.01mg/Lが設定されております。また、動植物の生息生育

に著しく支障を及ぼすとして設定された化審法の特定一般化学物質では、予測無影響濃度（PNEC）として 3×10^{-4} mg/Lが設定されているものでございます。

今般用いる指定要件としては、化審法の特定一般化学物質の基準であるPNEC値 3×10^{-4} のマイナス4乗、これをNOEC相当に換算するというところでございまして、水生生物3種の慢性毒性がそろった場合の不確実係数（UF、10）²を乗じて算出した無影響濃度である、NOECである 3×10^{-3} mg/Lとしたいと考えております。

(3)として、これらの指定要件によって抽出される物質に関しては、表3に示すとおりでございまして、物質名称としては1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサブタン-1-イルジスタンノキサンということになります。1物質が該当ということになっております。

資料3につきましては、以上です。

○東海委員長　ありがとうございます。

ご審議は、他の第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の選定結果とあわせてお願いすべきところかと思えますけれども、特定第一種に関しては今回初めて説明のあった論点ですので、まず資料3について、委員からご質問がありましたら受けたいと思います。

蒲生委員。

○蒲生委員　ありがとうございます。生態毒性の指定要件のうち、生態毒性の強さに関するところですか。これは6月の取りまとめの、一定以上の生態毒性というところを具体化していると理解したのですが、その中で、ヨーロッパのREACHのPNECをもってきて、それ自体は特に異論があるわけではないのですけれども、それをUFで戻してNOECという設定にされる手続を取ってとっているあたりが、どういう方針なのかなというのが理解できませんでした。

関連して、これは3種の慢性毒性が揃った物質のみがこれの適用の対象になるという話なのか、どれか1種の毒性値だけでもこの 3×10^{-3} mg/Lが適用されるのか、このあたり今後これをひな形として適用が検討されるとすると、ちょっと説明が足りないのかなと思って質問させていただきました。

○東海委員長　ありがとうございます。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

○笹原補佐　ご指摘ありがとうございます。1点、この数値ですが、REACH規則のSVHCの基準ではありませんで、化審法の特定一般化学物質の基準となります。SVHCのほうではNOECということで設定されておりますが、特定一般化学物質のほうはP

NEC値ということで設定されております。

それで設定ですけれども、資料7の24ページの別表1-8に生態毒性の分類がございます。現行の生態毒性としては、NOECあるいはLC50ということでEUのCLP規則で根拠となる場合、データがある場合というのをとっているのですが、これについては特段、3種がそろった場合ということはしておりませんで、1種でもこれを満たせば該当ということにしております。また、この基準と多少そろえるということもございまして、NOECを使いたいということで、UFを乗じてNOEC相当ということにさせていただいております。

それでは、PNECをなぜそのまま使わないのかということですが、UF、不確実係数に関しては、諸制度によっていろいろ設定もあるところでございます。現行、化管法として適切なUFというのは議論がなされていないところでございますので、NOEC相当に直すということで対応させていただいております。3種そろっていないのは、現行の基準で、1生物種でもとっているところとはそろえているという考えでございます。

一方、化審法の特定一般化学物質の基準でございますが、これに関しては特段、難分解・高蓄積性に限らないものでございまして、さらに特定一般化学物質に上乘せをして、難分解・高蓄積性という基準もかけておりますので、そういった面では非常に厳しいものを見ていることもございます。その3種そろわなかった場合のUFを乗ずるべきではないかというご議論もあるかと思いますが、そのあたりでバランスをとっているところもございません。

○東海委員長　よろしゅうございますか。

その他ご質問、御意見等ございませんでしょうか。

小山委員。

○小山委員　もう一回確認させてください。3種そろわなくても、たとえ1種でもこの値を見ればいいということでございますか。

○笹原補佐　今3種みておりますが、いずれかの生物種、NOEC 3×10 のマイナス3乗 mg/L であった場合で、かつ難分解・高蓄積性の要件を満たす場合というふうに考えております。

○東海委員長　ありがとうございました。

その他ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、引き続き、次の残りのご説明を事務局よりお願いいたします。

○花輪補佐　ご説明申し上げます。第1回の本会合におきまして、今次見直しにおける物質選定の基本的な考え方とクライテリアにつきましてご議論いただいたところでございます。その議論を踏まえまして、事務局3省で選定作業を進めてまいりました。また、その過程で、既に委員の皆様には事前に事務局より選定案を送付させていただきまして、各委員の皆様から候補物質に対するコメントも頂いております。その頂いたコメントを踏まえまして、事務局で物質リストを再度見直し加除修正等の更新をいたしました。なお、それらの頂いたコメントについては参考資料2に取りまとめております。

具体的な説明の前に、まず、最初に資料の訂正についてお詫びを申し上げたいと思います。実は昨日、3省のホームページに資料を掲載しました後に、2点ほど訂正すべき点が見つかりまして、メインテーブルだけですが、本日、配付資料として資料4の訂正版をお配りしています。具体的な訂正箇所は後ほどご説明いたしますが、選定作業を進めた結果の第一種指定化学物質については資料5に提示しています。個別一つ一つの物質について説明は省略いたしますが、527の物質を第一種指定化学物質として選定しています。また、第二種指定化学物質については資料6に示していますが、こちらは173の物質を選定しています。

それを総括した表を資料4にまとめていますので、資料4についてご説明を申し上げたいと思います。傍聴席にお座りの方々には訂正版の資料が行き渡っておりませんので、口頭でご説明申し上げます。

訂正箇所は2カ所でございます。第一種指定化学物質で、本来選定すべき物質のうち、2-（2-メトキシエトキシ）エタノールが漏れておりました。従いまして、この物質を追加することにさせていただきたいと思います。また、特定第一種指定化学物質に関しては、ニッケルの有害性クラスを誤った認識の状態で指定リストに載せておりましたので、特定第一種指定化学物質からニッケルを除外する必要があります。

その結果、今回の選定作業で化管法の対象物質とする物質は全部で664物質でございます。古い資料では663となっておりますが、664物質に訂正させていただきます。また、そのうち特定第一種指定化学物質に該当する物質は、ニッケルを除外することにより28から27物質に訂正となります。

資料4の中ほどに、現行から見直し後への数字が入っております。現行の第一種指定化学物質は462物質ですが、見直し後の第一種指定化学物質は527という結果になっていま

す。また、527の第一種指定化学物質のうち、特定第一種指定化学物質の候補は27でございまして、これは現行の15から12増えて27になっています。第二種指定化学物質については現行100物質が指定されており、新しい物質数は137物質ですが現行の第二種指定化学物質がそのまま残るものは10物質だけであります。他方、第一種指定化学物質からばく露の要件等で第二種に落ちてきたものが55ございます。また、現行の化管法の対象物質ではない新たな物質としまして、第一種指定化学物質に199入ってくることになり、第二種指定化学物質には72の物質が新たに追加で指定されるという案を示しております。

なお、ご注意いただきたい点がございまして、現行化管法の指定化学物質数は政令名称ベースであります。右側の現行以外の物質から新たに指定される物質については、実はCASベースで物質を特定しておりますので、政令名称にするときに若干の数の変更があり得ます。要すればご注意いただきたい点は、現行のものは政令ベースであり、そして新しいものはCASベースで追加されているという点でございます。

そして本日、事務局としては委員の方々に特にご議論いただきたい物質がございまして。具体的には資料5の第一種指定化学物質のリストにあります政令番号1-258の通称ヘキサメチレンテトラミンでございます。こちらは現行の指定化学物質ですので過去に指定した際に利用した有害性情報がございましたが、それが現在変更となっておりますので、新たな有害性情報に基づき現在のリストに載せております。

この物質につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただいたところ、割れた意見がございまして、事務局としても取り扱いに難しさを感じている物質ですので、この場でご議論いただき、本日、結論を頂けると非常にありがたいところです。

非常に簡単でございますが、選定結果等の説明は以上でございます。

○東海委員長　ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明ですが、化管法対象物質の見直し選定結果の案ということでございますので、本会合としてこれで進めてよろしいかどうか、委員各位からのご意見を賜りたいと存じます。特に、最後にご説明がありましたヘキサメチレンテトラミンについては、事務局が案を示すに当たっても判断が難しかったということですので、まずはこの物質について審議をお願いしたいと思います。

森田委員。

○森田委員　ありがとうございます。この物質は気道感作性に基づいてクラス分けをしようという提案だったかと思えます。いろいろな資料を拝見させていただきましたが、こ

の物質が気道感作性を示すという知見はないと私は認識しております。この物質自体は、何年か前に利根川かどこかの川で流出が認められ、その結果、河川水中にホルムアルデヒドが基準値を超えて検出されたことで話題になった物質です。過去の分類を調べてみますと、この物質は以前にヨーロッパで気道感作性物質とされていましたが、最近の見直しではそれが外れております。ACGIH並びにドイツのMAKコミッションによる分類においても、気道感作性物質としておりません。なぜ、以前のEUのCLPで気道感作性とされた理由ははっきりとはわかりませんが、察するところ、この物質はある条件でホルムアルデヒドを生成します。ホルムアルデヒドは気道感作性物質なので、その観点から、恐らく気道感作性とされたのではないかと推測されます。しかし、この物質そのものが気道感作性を示すエビデンスはないということです。

私としては、実際に環境中にこの物質が出てきて、河川中では分解性生物であるホルムアルデヒドになって検出されているということで、化管法の物質として指定すること自体は構わないのですけれども、気道感作性で指定することはいかなるものかと考えております。1つのアイデアとしては、ホルムアルデヒドという発がん性、IARCグループ1のものが認められているわけですから、それをもって指定するというのが1つの案ではないかと考えています。

以上です。

○東海委員長　　ありがとうございました。

それでは、鈴木委員。

○鈴木委員　　ありがとうございます。この物質については、森田先生が言われたとおりで、有害性の判断について私は特に異論があるという意見ではございませんが、先生ご指摘いただいたとおり、この物質は一種ホルムアルデヒドと非常に類似の物質でありまして、ご存じの方はご存じなのですけれども、ホルムアルデヒド自体を発生する剤として使われることがある物質です。ただし環境中では、以前に起きた事案というのは、水道水の消毒に使う塩素が反応してホルムアルデヒドを生成したということは、恐らく皆さんご存じかと思えます。現在の日本の水道のシステムにおいては、塩素処理をするということは通常必ず行われていることですので、このシステムは我々の環境の基本的な枠組みだということを考えていいと思えます。ですから、もともとホルムアルデヒド自体と非常に近い物質であるということと、今の私たちが持っている水道の仕組みであれば、万が一この物質が流出した場合には、ホルムアルデヒドとイコールであるという性質をもつ物質で

あると私は考えますので、その観点から、前回の答申において幾つか事項があったと思いますが、少なくとも環境保全施策上、必要な物質には総合判断としては該当すると考えますので、この物質は指定化学物質として判断することが妥当であると考えます。

○東海委員長　　ありがとうございました。

そのほかご意見等ございますか。

どうぞ。

○森田委員　　この物質ではないのですが、ほかの物質についてもよろしいでしょうか。

○東海委員長　　まずはこの物質で。

この物質について、ほかにご意見等ございますか。

よろしゅうございますか。

そうしましたら参考資料2のところに、先ほど口頭で森田委員が追加していただきました、入れるとすれば理由として感作性ではなくて別の理由とすべきだということと、あと鈴木委員から指摘いただきましたとおり水道システムでホルムアルデヒドに変化する或いは環境保全施策上総合判断としてなど、ちょっと表現の仕方は事務局のほうで検討していただくということで、この物質については、第一種指定化学物質として入れるというような判断でよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは森田委員、続いてよろしくお願いします。

○森田委員　　わかりました。遺伝毒性というか変異原性の指定に関してです。事務局からご検討いただいたものの中で、2物質ばかりちょっとそれはどうかなと考えるのがあります。1つは政令番号201番の2，4-ジニトロフェノールです。これは資料としては何をみればいいですか。

○花輪補佐　　参考資料2の8ページ目の2，4-ジニトロフェノールでよかったですでしょうか。若しくは資料5のリストでも出ております。

○森田委員　　ありがとうございます。いただいた資料をみますと、変異原性でクラス1に指定するという理由は、マウスの骨髄細胞の染色体異常試験の陽性ということでしたが、その知見の出典となったATSDRを確認したところ、確かにそういった事例は認められるけれども、総合的な評価では2，4-ジニトロフェノールは遺伝毒性ではないと明記されております。この物質は様々なin vitro試験で染色体異常陽性反応を示すケースはあるのですが、そのメカニズムは細胞内のAPPレベルの減少によるものであるとわかって

おりまして、本当の意味でのDNAリアクティブな反応はもっていません。この物質を遺伝毒性の観点から指定するのは反対であるということが私の意見です。

○東海委員長　　ありがとうございました。

それでは、森田委員のご指摘のあった物質につきまして、ほかの委員の皆様方がいかがでしょうか。

○杉山委員　　よろしいでしょうか、国立衛研の杉山でございます。先ほど森田委員からご指摘いただいた件ですが、201 の2, 4-ジニトロフェノールについて、確かにおっしゃるとおりATSDR、2019年の資料を確認しております。おっしゃるように二次的なメカニズムにおいて、一部の試験において陽性ということでもございますので、こちらについては遺伝毒性、変異原性という観点からのクラス1を付与というのは、現状の知見からは妥当性に欠けるというのが私の意見でございます。

以上です。

○東海委員長　　ありがとうございました。

今の物質に関しまして、さらなるご意見等ございますか。

○藤田補佐　　済みません、事務局から。森田委員、杉山委員からご指摘いただいた件ですが、事務局としては、先ほど資料4に記載させていただいたとおり、元となる候補物質は9000ぐらいから選んでいきまして、多大な文献からある意味機械的に、というと表現は悪いのですが、変異原性でポジティブとか、文献を探したときに引っかかってくるものを、1つでも引っかかれば入れるということで作業させていただいております。他方、それを打ち消すデータもあった中で、複数データが存在したときにそれをどうするか、現行の基準に1つでも該当する文献があれば候補とするのが悩ましいところがございます。

そういう意味では森田委員から、この物質以外にもダイオキシン類についても指摘をいただいております、そこも事務局としては悩ましいところと考えております。そうしたところでのご意見等を今回、先生方にも伺えればと思っております。今、検討いただいておりますジニトロフェノールに関しては、実際ATSDR等での文献内容を精査すると、確かに陽性を明らかに指摘することはないというご意見を伺いましたので、そこは一度、当方としても見直してみたいと考えております。

以上でございます。

○東海委員長　　ありがとうございました。

青木委員。

○青木委員 変異原性については、先生方のご意見はよくわかりました。ただ、この物質の指定に関しては生態毒性で残るということによろしいわけですね。

○藤田補佐 ご指摘のとおり、他のエンドポイントが該当しますので、この物質自身は残ることになります。

○東海委員長 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、変異原性のところのデータの付与に関しては1ランク落とす。しかしながら、第一種指定に関してはそのまま残る。そういう結論というまとめでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、鈴木委員。

○鈴木委員 今申し上げることかどうかわからないのですけれども、どこにあったかみつからないのですが、指定物質の中に今回もEDTAが残っていたと思うのですが、例として申し上げますと、EDTAという物質が確かハザードの要件その他からくると、特定の、明らかに酸とか塩とか複数の酸塩基の状態が存在し得るもののうち、そのうちのどれか1つのものだけは指定されているということが、たしかに前回もありましたし、今回もあったと思うのです。この後、実際に指定される際に、ハザードの要件として仮に幾つもある塩、酸の分子のうちからどれか1つ選ばれていたとしても、実際に環境中、大気あるいは水環境、土壌環境中で一瞬にして複数の塩に変わるというようなものについては、グループで指定するほうが私は適切だと思いますので、その点をご検討いただきたいと思っております。とりあえず、それが1点です。

○東海委員長 ありがとうございました。

この件につきまして、事務局はいかがでしょうか。

○花輪補佐 ご指摘ありがとうございます。私どもとしては先ほど藤田が申し上げたとおり、9000の物質の中から機械的にハザード情報が明確なものについて抜き出した結果ですので、実際ここに載せているものはそういうものになっていますが、ご指摘のとおり、括って指定することが、それが妥当だという判断ができるのであれば、政令指定のときの名称の書き方、その作業の過程で必要に応じて考慮に入れさせていただきたいと思っております。

○東海委員長 ありがとうございました。

それでは、森田委員。

○森田委員 先ほどダイオキシンのことが少し出ましたので、ダイオキシンについても

コメントさせていただきたいと思います。変異原性についてですが、ダイオキシン類については政令番号 243 番にこの参考資料 2 では載っています。in vivo の DNA 損傷試験等での陽性に基づいてクラスが付与されていますが、ATSDRを確認したところ、この物質についてはダイオキシン、TCDDを初め複数の物質について、様々な変異原性試験がなされています。陽性、陰性様々な知見が得られていますけれども、ATSDRではどれも曖昧な試験が多いことから、結論として、これらのダイオキシン類は遺伝毒性がないと書かれております。しかも、このコメントには書いていませんけれども、他の行にはTCDDについてはDNA結合が認められず、そのことは遺伝毒性作用を示すのではないとも記載されております。以上のことから、ダイオキシン類についても、変異原性によるクラス分けは再考していただきたいと考えております。

以上です。

○東海委員長　　ありがとうございました。

それでは、このダイオキシンの件に関連して。どうぞ。

○杉山委員　　先ほどの森田委員からのご意見、基本的にはおっしゃるとおりかと思うのですが、1点だけ確認というかコメントです。このATSDRからのものをもう一度読み直すと、結果的に情報として非常に限られている、もしくは明確な結論をすることが困難という書きぶりにも、私はその行間から読み取っております。従いまして、明確にないということまでは、ここまでの結論は少し厳しいのかなというところが実際の私の意見になります。こちらについて森田先生、追加のコメントをお願いします。

○森田委員　　いいご指摘でした。私は今のコメントは、TCDDs were not genotoxicまでを見て話していましたので、明確に遺伝毒性を否定しているものではありません。ただし、逆にいうと明確に遺伝毒性を示す知見も得られていないということですので、このような状況の中で、あえて遺伝毒性についてクラスをつける必要はないと私は考えています。

○東海委員長　　事務局のほうはいかがでしょう。

○藤田補佐　　ご指摘ありがとうございます。森田先生、杉山先生ともに、事務局としてはそのとおりかと思うところでございます。特に今回気をつけるべき点としては、除外された物質のリストでもそうなのですが、クラスづけがされなかったからといって、即座にそれは変異原性がないと言えるものでもないということと考えます。つまり化管法として候補とする物質は有害性が明確にあるもの、疑いがあるものということも拾っているの、

そこで今回のダイオキシンについてはご指摘のとおり、曖昧さが残る状況であるということかと思われまます。また、ダイオキシン類については他の文献、CLPであるとかNTP等を調べても、確かに変異原性でクラスづけをしてまではいない。ただ、それがイコール有害性はないというものでもないのですが、クラス分けという観点からいくと、それは入らないということでございます。従いまして、ダイオキシンについても有害性の曖昧さが残るところに留意しつつも、事務局としては化管法の趣旨に従って、クラス1には入らないという形にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに、変異原性のクラス1がつかなかったとしても、他のエンドポイントが該当するため、ダイオキシンは候補として残ります。

○東海委員長　　いかがでしょうか。

○杉山委員　　いろいろ細かい御説明ありがとうございます。私としてはその意見は伺いましたので、これ以上の追加コメントはございません。

○東海委員長　　その他の委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、ダイオキシンにつきましては、今の事務局の提案で進めたいと思います。ありがとうございます。

それでは、そのほかの点でお気づきの点等ございませんでしょうか。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員　　これは個別ではないのですが、物質のリストの整理、どうもありがとうございました。かなり多数変わっていますので、もしできましたら、継続したものは比較的わかりやすいかと思いますが、一種から二種に変わったもの、一種から落選したものの、逆に入ってきたものについて、入ってきたものはわかるかもしれませんが、特に有害性を入れると、有害性の要件で区分が変更になったり除外されたものと、ばく露の要件で区分が変更になったり除外されたものと、両方あるような感じに見受けられましたので、そのあたりの概要を確認のためにご説明いただければと思います。お願いいたします。

○東海委員長　　ありがとうございました。

事務局からお願いします。

○花輪補佐　　ご質問ありがとうございます。資料4を見て頂きながら、ざくっとしたご説明をさせていただきますが、第一種指定化学物質の除外候補となったものは、多くはばく露で切れております。特に第一種から第二種指定化学物質に移ったものについては、有害性情報はそのままほぼ活用している一方で、現行第一種指定化学物質は届出による排出

データがございますので、排出量が減ったことが確認出来たということでございます。その意味ではこの法律が十分に機能したということではないかと私どもは考えております。

それから、第一種指定化学物質に追加された物質でございますが、8割程度は生態毒性で新たに有害性クラスがついたものであります。第二種指定化学物質から第一指定化学物質に格上げされたものは、僅かでございますが、これはばく露の要件に合致したものが殆どでございます。第二種指定化学物質から除外されたものは、多くはばく露要件を満たさなくなったものであります。ごく稀に、第一種指定化学物質もそうですが、一種、二種ともに有害性情報が変わって落ちたものも本当に僅かですがございます。

大体そんな感じでよろしゅうございますか。

○新田補佐 補足しまして、特定第一種指定化学物質として追加されているものが11あるのですが、こちらについては全て発がん性が原因となって、追加になっております。先ほどご審議いただいた生態毒の1つと、あとは全部発がん性となっております。

○鈴木委員 確認ですが、ばく露の要件でありますと、ばく露の要件は一応ぎりぎりの値があったのか、何か境界線に近いようなものはあったのですか。ある種こう微妙な判断を要するかもしれないというもの、それに近い数字で新たに落ちたり入ったりしたものはあるのでしょうか。

○花輪補佐 申し訳ありませんが、過去4年分の平均をとりまして、機械的に判定しておりますので、過去4年において増加傾向にあるのか、もしくは減少傾向にあるのかということも含めて個別に考慮することはしておりません。例えば、減少傾向にあるから指定しなくてもいいだろうということもありません。基本的には過去4年間の平均でとっております。

○新田補佐 まず大きいのは、製造輸入量から排出移動量に変更しましたので、その影響が一番大きいと考えております。製造輸入されていたものは、思ったより排出移動されていなかったことがわかったともいえるのではないかと考えております。

○笹原補佐 補足させていただければと思います。削除されたものに関して排出量、移動量について確認したところ、排出量に関しては1トンを超えるものはございませんでした。また、移動量を10トンを超えるものはございませんので、先生のおっしゃるところのぎりぎりのものというのではない状況でございます。また、削除になった物質のうち多くの部分が、一般的な書籍等からみますと、原料のようなものが多かったということで、原料については非常に削減の努力をさせていただいているということかと思っております。

○東海委員長　　ありがとうございました。

それでは、よろしゅうございますか。

それでは、ご説明いただきました資料4、資料5、資料6の原案につきましては、ご承認いただけたというふうにさせていただきます。なお、森田委員、杉山委員からご指摘いただきました有害性の説明とか、どういう理由で入れたかというところの文言等は事務局のほうでご検討いただければと思います。若干のそういう加筆等を含めた上で進めていただければと思っております。ありがとうございました。

続きまして、次の議題は本合同会合の報告書（案）についてです。まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

○花輪補佐　　では、私のほうからご説明させていただきます。今回はまだ第2回の会合でございますけれども、可及的速やかに報告を取りまとめて世の中に出していきたいと思っておりますので、本日、報告書（案）をご提示しております。資料7の報告書（案）をご覧ください。

まず、「はじめに」というところ、それから1つ目の「現行の物質選定の考え方と課題」ということでございますが、これは現在運用している化管法の歴史的な背景等を記載しております。基本的にはファクトでございますので、ここの説明は割愛させていただきます。

2つ目、8ページ目からは、今回の見直しにおける物質選定の考え方を記載しております。2-1の基本的な考え方、2-2の母集団の考え方、2-3の有害性の観点からの物質選定の考え方、2-4の環境で存在状況（ばく露）等の観点からの物質選定の考え方ということで、2-4までに記載しております中身については、前回第1回で基本的には議論させていただいたものでございますので、そのおさらいをここに記載しております。

そして、2-5はその他の対象物質選定の考え方ということで、化管法の趣旨に鑑みて確認作業を行ったわけですが、そのことが書いてございます。

2-6は特定第一種指定化学物質の選定の考え方として、今回、生態毒性の観点から特定第一種を1物質選定したわけですが、その考え方を盛り込みました。これはきょうの早い議題でご説明、ご議論、ご了承頂いたものでして、それをここに記載しております。15ページの最後に、「詳細は別添4に示す。」と記載しておりますが、先ほどの資料3と同じものを別添4として付けております。

続きまして、物質選定における今後の課題、ここからは新しい作文でございますので、ここからご説明させていただきたいと思っております。

「令和元年取りまとめ」というのは、この合同会合の前に行った審議会の取りまとめです。今回見直しをしているわけですが、今後の課題として、今回行った見直しの作業の検証も含めて今後の見直しの、つまり次回の見直しにつなげていくということを柱書きに書いております。

3-1として有害性の観点からの物質選定における今後の課題ですが、特に2つ目のパラグラフの、次回の見直しに向けてはというところから、国際的な潮流や最新の科学的知見を踏まえつつ、化管法の第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質の全ての選定基準において引き続き検討を行うということで、具体的には、選定に使用する有害性情報については、例えば1つの物質に対し異なる試験方法による試験結果が複数得られる場合の有害性の証拠の確からしさや、従来とは異なる生物種を用いて行われた試験結果をどう考えていくかという、ウエイトオブエビデンス的な考え方も今後は考慮しつつ、検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。

3-2はばく露の観点からの今後の課題です。ここでの最も大きな課題は、3つ目のパラグラフの「また」以降にあります「現行の第一種指定化学物質ではない物質のうち、化審法用途のみの物質については、化審法の排出係数を利用し、今回の見直しに活用した」ということですが、本来であれば、「化管法として適切な排出係数を検討することが必要」ということで、これは前回の第1回会合でご指摘いただいたこととさせていただきます。今後の見直し作業に向けては、化学物質のライフサイクル全体での環境排出等に関する科学的知見の集積をしつつ、関係者、関係機関とも連携しながら、適切な排出係数の設定を行うことが重要なことになってくると考えております。

さらに、モニタリングによる一般環境中での検出状況、これは「相当広範な地域の環境での継続的な存在」を判断する必要がありますので、これを判断する指標として、新たに化管法の対象となる物質を中心に分析方法の開発やモニタリングの実施をしていく必要があると考えております。

3-3のその他の課題でございます。今回の見直し作業をした結果、新たに対象となった物質については、現行物質の指定範囲の設定方法を踏まえながら事業者における届出や情報の提供等の物質範囲を明確化する必要があります。要すれば新しい物質が対象になるわけでございますので、混乱を来たさないようにする必要があると考えております。

また、今回の見直しにおいて化管法の対象ではなくなった現在の対象物質については、引き続き環境での存在をしっかりとみていく必要があるのではないかと考えております。

律の対象ではなくなったものについても、事業者には引き続き自主的な取り組みを期待するものであります。また、国においても、対象外となった物質についてしっかり見ていく必要があるということを書いております。

18 ページの「おわりに」は、今申し上げたようなことを簡潔にまとめて記載しております。

簡単ですが、報告書の説明は以上です。

○東海委員長 ありがとうございます。

では、本報告書（案）についてのご審議をお願いしたいと思います。

小山委員。

○小山委員 ありがとうございます。明確な記述ではないのですが、3-1の一番最後の3行です。生物種についてのお話がありました。これは、他の化管法で対象になっている生物種以外も含めたことについて、今後検討を行うというふうに私は解釈いたしました。というのは、例えば今日の生態毒性から指定される特定第一種の有機スズ化合物ですが、データみていただければわかると思いますが、幸いにも、Daphnia magna で特定第一種に指定されましたが、その下をみていただきますと、ヌセラ ラピルスという、これはイボニシ、巻き貝ですね。ご存じのように有機スズは巻き貝に非常に特異的に効く化学物質でございます。こういった事例がそこそこにあるわけです。今回、出てきたネオニコチノイドの農薬についても同じようなことがいえているわけで、ぜひ近い将来、生物種についてもうちよっと幅広にみていただくということをお願いいたします。

以上です。

○東海委員長 確認ですが、該当箇所は何ページの何行ぐらいになりますか。

○小山委員 16 ページの3-1の最後の3行です。

○東海委員長 わかりました。ありがとうございます。

どういたしましょうか。まずはご意見を伺ってから、最後にまとめて事務局からご返答いただくということにしたいと思います。

菅野委員。

○菅野委員 ありがとうございます。この3のところに書かれている内容はどれも重要で非常によいことが書かれていると思います。1点だけですが、イントロのところ、次の見直しに向けてとおっしゃったので、それまでに徐々にやればいように感じたのですが、特に最後の3-3のその他の課題ですが、これは、一度やめたらまずいような

内容が書いてありますよね。継続的にということが書いてあるので。ここだけ何か、今後こうしましょうではなくて、こうなったことをさらにフォローアップしましょうという内容が書いてあるので、全体のくくりをちょっと広めにとっていただくか、何か手当てしていただいたほうがじっくりくるかなと思います。タイトルを、今後の次の5年の目標だけでなく、そこに向かって継続的にやることが望ましいとかそういうニュアンスでタイトルを調整することで切り抜けるか、3-3のところは別枠として扱っていただくか、どちらかの方法がよろしいのではないかと思います。

○東海委員長　　ありがとうございました。

そのほか何かお気づきの点等ございますか。

どうぞ、青木委員。

○青木委員　　菅野委員のご指摘に私も同感でございます。今後、次の見直しは5年後ということですが、5年というのはあつという間に経ってしまいますので継続的に、現在ここで物質見直しを行ったわけですけれども、そのフォローアップというのは非常に重要なことだと思えます。

そのときに、3-3のその他の課題に、新たに選定される物質はこれから頑張らましようということになると思うのですが、ここは除外される現行対象物質、これに対するフォローアップはとても大切なのではないかと思います。具体的に考えてみますと、除外されるということは、この化管法上でのSDSはなくなるわけです。ほかの制度ではフォローされると思うのですけれども、やはり環境への排出量が減ったとはいえ、いわゆる作業環境というか、そこでは使われることが続くと思われるわけでありまして。実際にいろいろな方とお話をしていると、SDSは作業現場では使用しているような状況であります。作業現場だけではなくて、私ども研究所の技術員の方にも化学物質の説明をするときにSDSは使用しております。そういうこともありますので、ここで特にポイントとなる3-3のその他の課題の2段目の3行目ですが、このような物質については、事業者においては、今後とも化学物質管理指針を踏まえ、自主的な取り組みを継続することが望まれる、というところが重要なタムとなると思います。また、同時に、担当する各種の部局においても、自主的な取り組みを積極的に支援できるような考え方を示していただければ、PRT R制度がより充実したもの、物質見直しの成果として、今後ともより充実したものになるのではないかと思います。

以上でございます。

○東海委員長　　ありがとうございました。

坂田委員。

○坂田委員　　化管法の枠としっかり対応を分けるべきといたしますか、化管法の対象から外れたもの、除外されたものは、化管法で云々というものではないと思います。もちろん、引き続き事業者は自主的な取り組みを継続するのですけれども、それを行政のほうで支援していただくことは大変ありがたいことだと思いますが、法律というわけではないのではないか。法律の枠を広げるとか、そういうことではないと思っています。

○東海委員長　　よろしいですか。

○青木委員　　恐らくそういう意見をいわれるのではないかと思ったのですが、ちゃんと化学物質のそこが何であれ、現行というのは、改正前の物質というのは、ある有害性がある物質として指定されたものであることは間違いございません。そういうものが特に事業者のご努力により環境中への排出が減ったというのは、まぎれもない事実でございます。ただ、そこでそういう化学物質の利用が続いているということも事実でございます。私が申しているのは、化管法の中だけで全ての問題が解決するという、化管法の枠組みだけでこれから起こってくる問題を解決しようという意味ではありませんで、より大きな問題意識として考えたときに、化学物質管理ご担当の各省の部局の中でいろいろ考えていただくことがいいのではないかという趣旨でございます。

○東海委員長　　蒲生委員。お願いします。

○蒲生委員　　ありがとうございます。私は坂田委員と同じ意見で、せっかくこのようにルールを決めて見直しをしているにも関わらず、第一種、第二種という指定をしていく作業の中で、それから漏れたものをさらに何らか手当てする必要があるというのでは、何のためのルールか、見直しか、よくわからないというのが正直なところです。一方で、せっかく有害性の観点で一定程度注意を要する物質という認識のあるものではありますので、一般論としてのフォローアップというのは大変重要なことかと思えます。ですので、菅野委員が先ほどいわれたように、この部分は位置づけがちょっと違って、文章の構成上ちょっと座りが悪いのだろうなど。この3の物質選定に係る今後の課題のところでは化管法の中の話としてこの記述を書くのではなくて、もう少しその外、これは青木委員もいわれたことだと思うのですけれども、ある種の理念のようなものとして書くのがいいのではないかと思います。

○東海委員長　　ありがとうございました。

○青木委員　私の発言を、そのように理解していただければ幸いです。

○東海委員長　宮川委員。

○宮川委員　同じような話になると思うのですが、労働衛生のほうでは努力義務という、よく理解しにくい概念かもしれませんけれども、指定はされていない、必ずしなければいけないわけではないかもしれないけれども、するように努力しろという言い方がございます。ここで外れたからといって、SDSはもう要らないんだという考え方ではなくて、作業環境のことも考えると、そういう意味ではなるべくSDSはつくっていただくのがよろしいのかなという考え方もあると思います。

○東海委員長　ありがとうございました。

それでは、鈴木委員で一旦第1ラウンドを終えて、そこで事務局からご返答いただければと思います。鈴木委員。

○鈴木委員　これは答申に書いてくれという話ではないのですけれども、ご存じのとおりアメリカのTRIは、殆ど毎年のように1物質か2物質か3物質か、少数なんですけれども、物質を追加したり修正したりしてきているのです。もちろん日本でそれをやらなければいけないというわけではありませんが、また、TRIがどうしてそれをうまく運用できるのかもわからないところがあるのですが、日本でもそういうことを考える価値はあると思いますので、少し調査していただいて、そういう可能性がある場合には、何かできるかどうかということを今後の検討として考えていただければなと思います。

○東海委員長　ありがとうございました。

それでは、今まで出された意見に関しまして、事務局のほうからお願いします。

○花輪補佐　様々のご指摘ありがとうございます。最初に生物種の話がございました。これは報告書を修正せよということでは無く、ここに書いてあることをしっかり実行してくださいというご趣旨と理解しましたので、この報告書がセットされた後に、私どもがどのように具体化していくかという段階で検討していきたいと思います。

あと菅野先生、蒲生先生もそうですが、特に今回対象外となった化学物質についての扱いを含めて、継続的にやるべきことと次回の見直しに向けた取り組みが整理されていないというご指摘は確かにごもっともなところです。この3のタイトルが「物質選定における今後の課題」でしたので、青木先生からもご指摘がありましたけれども、より広い課題という位置づけでの記載とするよう修正を考えてみたいと思います。

それから、これは運用の問題ではございますが、化管法の対象外になったものが即企業

努力がなくなってしまうのではないかというご懸念につきまして、それは対象になるなら
ないにかかわらず事業者の自主的な取り組みというものは期待されるわけでございます。
罰則がなくても皆様には適切な管理をお願いしたいということかと思っております。

それから鈴木先生からは、T R I では頻繁に物質を変えているのに日本では 10 年に 1
回ぐらいしか変えていないというご指摘かと思えます。どうことが検討できるかにつ
いて、この報告書とは別に考えてみたいと思えます。ただ、日本の制度の重いところは、
政令指定した後に非常に大きなシステムを再構築して、化管法の届出、それから公表とい
うものを運用しております、かつ今回の見直しもそうですが、過去 4 年分のデータを拾
って物質選定のためのばく露状況を見ているわけでございますので、これまでのやり方を
踏襲するとすれば、頻繁に物質を見直すのは簡単なことではないのかなと思えます。ただ、
簡単に必要な物質を追加できる仕組みがないかどうかということについては、趣旨は賜り
ましたので、今回の取りまとめとは別のところではありますが、我々の念頭に置かせてい
ただきたいと思えます。

以上でございます。

○東海委員長 ありがとうございます。

大体、事務局から、ご指摘いただいた点に対するご返答がいただけたと思っております。

それでは第 2 ラウンドとしまして、さらなるご指摘等ございますか。

宮川委員。

○宮川委員 非常に細かいことで申しわけないですが、後ろのほうに書いてあります、
実際の判定の基準ですよね。22 ページのあたりで、2 点ばかり指摘させていただきます。

1 点目は、作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性の基準で、気体又は蒸気と粒子
状物質について書いてあります。繊維状の物質ですね、アスベストについて、石綿につい
ては A C G I H 云々で、今回でもその判定を踏襲したということで、入れていただいでい
るわけです。繊維状の物質はほかにも出てくる可能性があるということなので、そういう
ものについての基準を考えておいていただく必要があるのかなという気がします。これが
1 点です。

もう 1 点は、その下の生殖発生毒性です。ほかのところは科学的な団体等がつくったも
のがいろいろ載っているわけですがけれども、ここにはっきり書いてあるのが、E U の行政
上の判断でどうなっているかというのが判定の基準になっています。ただ、実際の議論の
中では、G H S の区分に従って 1 A になるか、1 B なのか 2 なのかというところで、委員

の先生方は内容を見ていらっしゃると思いますので、問題はないと思うのですが、しかし、日本の国として判断する場合には、よその地域の行政機構が決めたものを表に出すのではなくて、学術的な判断の観点から見たのだというものに、実態に合う形になると思うのですが、改めていただくことをご検討いただければと思います。

以上です。

○東海委員長 貴重なご指摘ありがとうございました。

それでは、今の指摘に対して事務局からお願いします。

○藤田補佐 ありがとうございます。まず繊維状の物質で、吸入ばく露の件で石綿等入っているというご指摘に関しましてですが、繊維状の物質という観点からは長期ばく露の面以外にも発がん性などで引っかかってくるものがある。そういった意味では労働環境以外で繊維状の物質は、今回も何物質が入っているものもある状況でございまして、必ずしもこの作業環境だけで選んでいるものではない。そういうことも踏まえて入れているということがございます。

他方で、繊維状の物質自身は環境中に出て、実際に労働者の場合には直接ばく露を受け、1人当たりを受ける量が明確にわかって、非常にわかりやすいのですが、環境中に放出されたときにどういう形で出て、それが人体にどういうふうに影響があるのか、それを化学法の観点に合わせたときにどう影響を与えるのかというのは、少し慎重に考えながら進めなければいけないと考えております。

2点目の生殖毒性の件は、先生のご指摘はごもっともと考えておきまして、制定当時においては生殖毒性のデータを集めるのが大変であったということもございまして、その基準としては、当時CLPではなかったのですが、EUの基準を使いつつ、ただ、定量的データがない定性判断によると、専門家によって判断にかなりぶれが生じてしまうことが懸念されていたと認識しています。そのため、何らかの定量データを引っ張ってこないといけないということで、そのEUの基準自体ではないものであっても、それを加味して入れてきた。ただ、これだけデータが集まっている昨今を考えると、その基準づけというのは合わせていったほうがいいのかと。たしか報告書の中にも、国際的な潮流やそういったデータを加味しつつ、有害性の判断をしていかなければいけないとあったかと思うのですが、当然のことながらGHS等進んでおりますので、その基準も踏まえつつ、それに合ったデータというのを当てはめていく必要があると考えております。

以上でございます。

○東海委員長　　ありがとうございました。

それでは、そのほかご指摘ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、おおむね議論も出尽くしたようですので、次の議題のその他として、今後の進め方につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○花輪補佐　　ありがとうございます。その他としまして、今後の進め方についてご提案させて頂きたいと思っております。今後の進め方ですが、本第2回合同会合の議論を踏まえまして、また、報告書案へのご意見も踏まえまして、事務局のほうで作業を進めたいと思っております。年度の区切りといたしますか、ある一定のマイルストーンを念頭に置きつつ、なるべく早めにこの報告書を取りまとめたいて考えておりました、今後若干の修正は加えますけれども、この報告書案は本文とリストという形で任意のパブリックコメントのプロセスに進みたいと考えております。つきましては、それでよろしければパブリックコメントに付しまして、提出されたコメントとその対応案について事務局にて取りまとめた上で、次回の第3回の合同会合で報告書としての取りまとめの審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○東海委員長　　今ご説明がありましたような進め方で、ご異議ありませんでしょうか。

どうぞ。

○青木委員　　パブリックコメントということ伺ったのですが、時期はいつごろをお考えでしょうか。もちろん報告書がまとまらないといけないというのはわかるのですが、いつごろを考えておられるのでしょうか。

○花輪補佐　　事務局としては来週にはパブリックコメントを開始したいと考えております。任意のパブコメではございますが、任意とはいえ、一定のパブリックコメント期間を設けるためには、なるべく早めに開始する必要がございます。本日の議論を踏まえた報告書案の修正につきましては、よろしければ共同議長と事務局の方にお任せいただき、パブリックコメントが終わった後に改めて、それでよろしいかという議論はさせていただけると考えておりますので、その様な進め方で来週にはパブリックコメントにかけたいと考えております。

○青木委員　　もう1点よろしいですか。パブリックコメントの対象になるのは、文章としてはこの報告書と、あと何になりますか。

○花輪補佐　　物質リストでございます。

○青木委員　例えばこの見直しによる対象物質の概況とか、こういう見直しに伴う概要のご説明というのはされるのでしょうか。こういうものというのは、もちろんパブコメの対象とする文章ではないと思うのですけれども、当然いろいろな方にご意見をいただくという観点からみたときには、どういうふうに物質の出入りがあるのかとか、私としては知っていただいたほうがいいと思います。例えばどういう物質が除外になるかということは、これは候補だと思いますが、パブリックコメントの本体というよりも参考資料として。本当はつけていただいたほうがよいのですが、そこが難しいとしたら、参考資料としてつけていただければよろしいかと思えます。

○東海委員長　どうぞ。

○花輪補佐　ご指摘ありがとうございます。パブリックコメントとして意見を求める対象とは別ですが、資料4は当然公開させていただきますので、この審議会の資料という形での公開に加えて、パブリックコメントを求めるところからも、簡単に見つけやすいような公表の仕方等について考えさせていただきたいと思えます。

○東海委員長　ありがとうございました。

そのほかご意見等ございませんでしょうか。

青木委員のご懸念の点は、先ほどの意見で報告書の最後の部分の構成が、若干修正の可能性はある。そのあたりは共同議長、共同委員長の中で、責任もってパブコメ用の資料とさせていただくという扱いでよろしくお願いいたします。

特にご意見ございませんようでしたら、今の事務局のご説明のあった進め方でいきたいと思えますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日本日予定されていた審議事項は以上ですが、事務局より何かございますか。

○花輪補佐　次回の予定でございますが、次回の開催につきましては、青木専門委員長、菅野調査会座長、東海小委員長ともご相談の上、改めてご案内させていただきたいと考えております。また、本日の会合でのご発言を記載した議事録につきましては、事務局で案を作成しまして、第1回と同様に最終的には公表することを考えております。その議事録案につきましては、追って事務局より委員の皆様にご確認をお願いすることになりますので、ご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○東海委員長　本日は活発なご議論を賜りありがとうございました。以上で本日の議論

は全て終了いたしましたので、本日の合同会合はこれで終了といたします。次回の合同会合については、改めて事務局より日程等をお知らせいたします。どうもありがとうございました。

—了—